

芽室町町内事業者広告宣伝等販売促進費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動に影響を受けた町内事業者の事業継続を支援するため、事業者が行う販売促進及び集客のための広告宣伝（以下「広告宣伝」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で芽室町町内事業者広告宣伝等販売促進費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人等 事業により事業収入を得ている中堅企業、中小企業その他の法人等
- (2) 個人事業者 事業により事業収入を得ている個人事業者
- (3) 常時使用する従業員 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。
- (4) 事業所等 町内で現に事業を営んでいる事業所、店舗その他事業に必要とする施設（建物内のテナント及びキッチンカーを含む）で、サービスの提供及び販売等を直接行う施設のうち、町長が認めるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小法人等にあつては、申請の時点において次のア又はイのうちいずれか1つの要件を満たす法人であること。ただし、組合、連合会または一般社団法人については、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人または次のいずれかを満たす法人であること。

ア 資本金の額または出資の総額が10億円未満であること

イ 資本金の額または出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

- (2) 本町に事業所等を有する中小法人等または個人事業者であり、補助金の申請をする日まで継続して事業を営んでおり、補助金受給後も引き続き事業を継続する意思があるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は補助の対象とならない。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める業種のうち、農業、林業及び漁業を営む者
- (2) 申請の時点で廃業している者

- (3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (4) 芽室町暴力団排除条例（平成 25 年条例第 26 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
- (6) 次に掲げる事業を行う者
 - ア 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - イ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業
- (7) 町税等を滞納している者（ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けて、徴収を猶予されている場合を除く）
- (8) 町長が適当でないと判断した者
（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する広告宣伝のうち、次に掲げるものとし、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日の間に契約、事業の実施及び支払いを完了したものとする。

- (1) 広報誌、新聞、雑誌、地域情報誌（フリーペーパーを含む）の掲載又は折込み
- (2) ダイレクトメール、チラシ等の印刷及び発送印刷物の作成及び発送
- (3) テレビ、ラジオ、インターネット等でのコマーシャル制作及び放送、配信又は掲載
- (4) その他広告宣伝の活動として町長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、国及び北海道等の補助制度の対象となったものは対象外とする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費で、町長が適当と認めるものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の 4 分の 3 以内の額とし、75,000 円を上限とする。

2 補助金の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芽室町町内事業者広告宣伝等販売促進費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 経費算出の根拠となる書類（見積書等）の写し
- (2) 領収書又はレシート等の経費の支払いが確認できる書類の写し
- (3) 事業が実施されたことが確認できるもの
- (4) 誓約書
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、補助対象者につき1回限りとし、令和5年1月20日を提出期限とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 町長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、芽室町町内事業者広告宣伝等販売促進費補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項の審査にあたり、申請者に対し、申請内容の確認に要する報告を求め、又は事業所等を調査することができる。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

（帳簿及び書類の備付け等）

第9条 前条第1項の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を備え、これを整理し、補助金の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかななければならない。

2 補助事業者は、前項に定める期間において、町長が必要と認めたときは、書類の全部又は一部の写しを提出し、事業実施の効果について報告するとともに、事業所等の調査に応じなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金をほかの用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月24日決定）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条第1項の規定による補助金交付決定を受けた者については、この要綱の失効後も第9条、第10条について、なおその効果を有する。